



松本市告示第23号

松本市市税条例（昭和26年条例第26号。以下「条例」という。）第18条の2第1項の規定により、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限（以下「納期限等」という。）を次のように延長する。

令和6年1月26日

松本市長 臥雲 義尚



市税の納入者のうち、住所又は居所の所在地（納税者が法人等である場合は、法人税に係る納税地（本店又は主たる事務所の所在地以外を納税地としている場合においては、当該本店又は主たる事務所の所在地を含む。））が、次の表に掲げる地域にある者に係る納期限等で、当該市税の納期限等が令和6年1月1日以降に到来するものについては、その納期限等を別に告示で定める期日まで延長する。

指 定 地 域
富山県、石川県